

龍ヶ崎市立地適正化計画策定委員会規程

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり必要な事項を検討するため、龍ヶ崎市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市環境部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 委員会は、必要に応じてワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、チームリーダー及びチーム員をもって組織する。
- 3 チームリーダー及びチーム員は、職員のうちから委員長が指名する。
- 4 ワーキングチームは、委員長から付議された事項について調査検討する。
- 5 チームリーダーは、委員長から付議された事項の調査検討の結果に

ついて、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市環境部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、計画の策定を完了した日に、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

危機管理課長 財政課長 企画課長 資産管理課長 秘書課長 保険年金課長 健康増進課長 社会福祉課長 こども課長 高齢福祉課長 市民協働課長 商工観光課長 農業政策課長 交通防犯課長 都市計画課長 施設整備課長 下水道課長 環境対策課(放射線対策担当)長 教育総務課長 生涯学習課長 スポーツ・国体推進課長
--